☆ 雇用保険料免除対象高年齢労働者について ☆

保険年度の初日（4月1日）において、満64歳以上の一般被保険者は、雇用保険に係る労働保険の一般保険料は労使とも免除されます。したがって、**今回の年度更新**（H29年度確定・H30年度概算分）**の保険料免除対象労働者は、昭和28年4月1日生まれ以前**の人です。なお、年度中途において満64歳となる者については、その年度の保険料は、労使とも負担することになります。

※昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれの人は、来年度（平成30年度）からの免除対象者になりますが、保険料は平成30年4月分の給与から控除しないで下さい！

今回の年度更新

生年月日 内訳	昭和28.4.1 以前の人	昭和28.4.2 ～ 昭和29.4.1	昭和29.4.2 ～ 昭和304.1
H29年3月31日時点の年齢	64	63	62
H30年3月31日時点の年齢	65	64	63
H31年3月31日時点の年齢	66	65	64
平成29年度確定保険料	免　除	免除されません	免除されません
平成30年度概算保険料	免　除	免　除	免除されません

H30.4.1から保険料を引かなくてよい人

H31.4.1から保険料を引かなくてよい人

◎ 毎年、間違いの多いポイントです！！！
分からないときは、上記の表を参考にして、
従業員（高齢者）の生年月日で判断して下さい！